

たじみ監督署安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年11月末における労働災害発生状況は、全産業で240件で、前年の同じ時期と比べ22件の増加となっています。主な業種別では、製造業で102件(前年比21件の増加)、建設業で31件(前年比14件の増加)となっています。

このような状況の中、製造業について事故の型別労働災害発生状況を見ますと、『はさまれ・巻き込まれ』災害が43件となっており、全体の42%を占めています。災害発生状況は、機械の不具合発生時に不具合を解消するために機械を停止せずに機械に手を入れて巻き込まれた災害、また、機械の停止スイッチは押したものの惰性で動いている機械に手を入れて巻き込まれた災害等、安全意識の低下が根本にある災害が目立ちました。

このことから、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動についてもう一度点検を行うとともに、労使が一体となってリスクアセスメントや危険予知活動(KY活動)など日常的な安全衛生活動を実施し、「安全の先取り」を行ってください。

危険予知活動(KY活動)とは

人間は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動(ヒューマンエラー)をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ないなぁ」と危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスがKY活動です。



業種別労働災害発生状況 (多治見監督署管内)

<u> 亲往加力闽火百元工协ル </u>											<u> 173</u>
			平成 2	2 4 年	4年 平成23年		対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参 [:] 平成 2	考) ! 2年
全	産	業	240		218	(2)	22	10.1%	100%	246	(6)
製	造	業	102		81	(1)	21	25.9%	42.5%	81	(2)
Ė	うちパル	プ・紙等	9		2		7	350.0%	3.8%	7	(1)
	うち	<i>窯業土石</i>	30		26	(1)	4	15.4%	12.5%	30	
	うち	<i>機械金属</i>	31		25		6	24.0%	12.9%	17	(1)
建	設	業	31		17	(1)	14	82.4%	12.9%	36	(3)
運	輸	業	24		28		- 4	-14.3%	10.0%	16	
卸·	小	売 業	17		17				7.1%	24	
通	信	業	13		10		3	30.0%	5.4%	14	(1)
ゴ .	ルっ	場	18		17		1	5.9%	7.5%	24	
上:	記り	、 外	35		48		-13	-27.1%	14.6%	51	

本統計は、平成24年11月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上の死傷災害を集計したもので、かっこ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は少数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

(労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう)

年末年始は無災害で!!

~ 平成24年度 年末年始無災害運動実施中~

語 「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」 標

実施期間: 平成24年12月15日から平成25年1月15日まで

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにと いう趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で42回 目を迎えます。

とりわけ年末年始は、慌ただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・修理 等非定常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。

トップの安全衛生パトロールの実施

トップ自らが、職場の安全衛生管理体制の強化に努め、職場をひとつひとつ 直接総点検するとともに、作業者とのコミュニケーションを心がけ、職場の安全 衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。

日常的な安全衛生活動の強化

年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検・修理等非定常作業が多くなる ことから、職場では災害防止のための特別な配慮が必要です。

先取り安全のリスクアセスメントの導入·定着や危険予知活動など、日常的な 安全衛生活動の強化に努めましょう。

45は安全衛生の基本

安全で使いやす(片付いた清潔な職場にするため、45(整理・整頓・清掃・清潔) 活動を推進しましょう。

健康的な生活習慣の維持

年末年始は仕事が忙しくなる上、また飲酒の機会も増えます。インフルエンザの 流行や風邪などにより体調不良になりやすい時期です。バランスのよい食事、適度 な運動、十分な睡眠、適量の飲酒など健康管理に気をつけましょう。

〈事業場が行う個別実施事項〉

経営トップによる安全衛生方針の決意表明

リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入定着 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

KY(危険予知)活動を利用した「現場力」の強化と5Sの徹底

非定常作業における労働災害防止対策の徹底

機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施

安全衛生パトロールの実施

火気の点検、確認等火気管理の徹底

はさまれ、巻き込まれ災害の防止対策の徹底

交通労働災害防止対策の推進

東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策 化学物質管理の徹底

健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施

インフルエンザ等感染予防対策の徹底

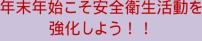
安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施







年末年始こそ安全衛生活動を 強化しよう!!



特定化学物質障害予防規則等が改正されます

以下の3物質について、健康障害防止措置が義務づけられます

インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物 エチルベンゼン

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ば〈露)状況を把握するため、 「有害物ば〈露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に 重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回、リスク評価の結果、上記の物質について規制が必要とされましたので、労働安全衛生法 施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質予防規則の改正を行いました。

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用一覧

ベンゼン

インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物 その無機化 化合物 条文 規制内容 安 57 衛 57の2 法 88 表示 文書の交付 計画の届出 88 管理第二 管理第二 定義 定義 適用除外(業務) 特定第2類または 密閉式 管理第2類物質に 局所排気装置 ブッシュプル型 類物質 類物質 202 係る設備 6~6の3 5条の適用除外 特定化学物質障害予防規則 8 局排等の性能 9 用後処理(除じん) 12の2 ぼろ等の処理 21 床の構造 22,22 制御風速 抑制濃度 1.0m/s 0.02mg/m³ თ2 24

	条文	規制	内容	化合物	その無機化コバルト及び			
	36	作業環境の測定	実施		•			
	30	TF未環境の測定	記録の保存	●(30年)	●(30年)			
	3602	測定結果の評価						
	30002	管理濃度	なし	0.02mg/m ³				
	36ø3, 36ø4	評価の結果に基づ	×	•				
特	37	休憩室	•	•				
特定	38	洗浄設備		•				
化	3802	喫煙、飲食の禁止	•	•				
如	3803	掲示		•				
質	3804	作業記録	•	•				
化学物質障害予防規則	3807	特別規定		(清掃、呼吸 用保護貝、付 着物の除去)	×			
規	38012	特別規定		×	●(清掃)			
則	39~40		雇入れ、定期	•				
	03	健康診断	配転後		•			
	0,3		記録の保存	●(30年)	●(30年)			
	41	健康診断結果の執	建康診断結果の報告		•			
	42	緊急診断			•			
	43~45	呼吸用保護具、保	護衣等の備え付け	•				
	53	記録の報告		•	•			

					エチル		
	条文	200	規制内容	エチルベン ゼンを 1 % を超えて含 有する物	かつ有機浴		
#	57	表示(エチメ	い、シセンを0.1%以上含有する場合)	La Santa			
安衛	57 0 2	文書の3	と付(同上)		D'ATAIL ST		
法	88	計画の履	3出				
诗	2	定義	STATE OF THE PARTY	「エチルベ	ンゼン等」		
特化則	202	適用除外	*(業務)		務以外全て)		
	1	定義	1 1011/00/	01222			
	2~4		小(許容消費量)				
	5		第2種有機溶剤に係る設備				
有機	6		す機溶剤に係る設備(タン				
則	7~13		外(周壁・臨時・短時間・設置		•		
	14~ 18ø3	局排等	の性能要件等				
	1202	ぼろ等の)処理	•	×		
	22,22 02	設備の改		•	×		
	24	立入禁止	L措置	•	×		
特化	ST. ST.	-	堅固な容器	•			
副	25	容器等	容器等への表示と保管	•	×		
•	25	台前可	空容器の保管上の措置	- Control of the Control			
			貯蔵場所の設備				
	27(28)	作業主任	壬者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能 講習を修了した者から選任)			
			主検査、点検、補修	•			
	24	掲示					
機則	25	区分の					
則	26	タンク内	distribution of the second of				
	27	事故時の	の退避等				

	W 1	ALCOY OF			エチルベンセ	
	条文	規制内	容	エチルベン ゼンを1% を超えて含 有する物	ン1%以下、 かつ有機浴	
44	36	作業環境の測定	•			
**	30	(エチルベンゼン)	記録の保存	●(30年)		
特化	3602	測定結果の評価		●(30年)		
副	300Z	管理濃度		20p	pm	
	36ø3, 36ø4	評価の結果に基づく	•			
13	28	作業環境の測定	実施	•	•	
有		(有機溶剤混合物)	記録の保存	●*(3年)	●(3年)	
機則	2802	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)		
則	28 o 3, 28 o 4	評価の結果に基づく	••	•		
11	37	休憩室		×		
	38	洗浄設備		×		
	3802	喫煙、飲食等の禁止		×		
	3803	掲示	•	×		
特	3804	作業記録		×		
化則	3808	特別規定	有機則の準用			
R.1	20 40	the cit so we	雇入れ、定期		Name and Address of the Owner, when the Owner, which the Owner	
	39~40 ø3	健康診断 (エチルベンゼン)	配転後	•	The same of the sa	
	03	(エテルヘンセン)	記録の保存	●(30年)	0.140	
	41	健康診断結果の報告		H. T.		
_	29~30	健康診断	雇入れ、定期	•*	•	
有機	ຫ 2ຫ2	(有機溶剤混合物)	記録の保存	●*(5年)	●(5年)	
100	30თ3	健康診断結果の報	•	•		
77	31	健康診断の特例		•		
特化	42	緊急診断		●(一部適用)		
化則	43~45	呼吸用保護具等の値	•	×		
有機	32~34	送気マスク又は有材 スクの使用	機ガス用防毒マ			
則	1000	保護具の数等	- CO			
特化	53	記録の報告	4-4-25	•	×	

◆ このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。 労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→・ 労働安全衛生法施行令→安衛令 特定化学物質障害予! 労働安全衛生規則→安衛則

特定化学物質障害予防規則→特化則

* エチルベンゼンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

有機溶剤中毒予防規則→有機則

事例(1)

	発生概要	台車で運搬中に台車が倒れて手を挟まれる										
業和		幾器製造	職種	教育担当	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業8週間	経験	3年
発生状況 类生原因	て、排水溝に「いたところ、上が手前側に下ところ、上院だもの。 世本の でいた なぎ を でいた では は も 車の に ない でいた でいた でいた でいた でいた でいた がい は かい でいた でいた でいた がい は かい だいがい は かい だいがい は かい だいがい は かい は	向けて下り勾配: りの傾斜により って来て倒れた ら道があったが を通ってしまった 積載荷重を決め	がついて台車がい台際に台に会に会に会に会にまた。	った箱を台車に載せている場所を移動して上まった。その後台車車と地面で手をはさん 使用していたため勾が、載せられるだけ載が、載せられるだけ載が、載せられるだけ載が、		女の型			鉄材の A	b	人プ	」運搬機
再発防止策	周知徹底させ 特に重量のる	ること。 ある物を台車に	載せる明	決め、それを労働者に 寺は、重心が低い台車 通路を使用すること。	台 を 車 もま 著 傾 特 キ フ	転倒やで 1凸凹突 のある路 ストッパー	にあたっ 載前れの 前 前 記 で ない で ない で ない で なが	での注 を超えた シ原のある 台車は が ルトが終	生使用はしななる部分的に 場所では使用 リンスを崩 は斜地への個	いようにしましょう。 ご偏った積載はしない 目しないようにしましょ もし事故の原因になり 保管、放置をやめまし 使用しないようにしま	:う。 ます。 ょう。	ましょう。

事例(2)

発生概要		エレベーター	使用中	コにエレベーターシャ	ャフト内に転落							
業種	医薬品	品製造業	職種	製造工	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業1ヶ月	経験	40年
	にある製造機構搬器の中から り込んだところ	诫(キャスター付 機械を引き込も	けき)を一 うと、ドフ ∶来てお∘	7ーを使用して、二階 階に移動させる際に、 7を開け後ろ向きで乗 らず誤って一階にある		女の型		墜落	転落	起因物 転落	ΙV	ベーター
発生	扉が開かない。 装置が設置さた りが外れて扉だ 使用を続けたる	装置、扉が閉ま れていたが、扉 が開いてしまうれ	っていな を何度も 犬態であ	階に停止していないと ないと搬器が動かない は揺することによりロッったにもかかわらず、 なかったこと。						搬器		
再発防止策	に補修すること	-0		を認めたときは、直ち	エレダッチがある。	B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	簡易リン 電子のでいること いる に は は いる に いる に いる に いる に いる に いる に	7トにようを除きる階の る階の 除き天	、すべて囲う 昇降路の扉し 井を含め、す	助災害を防止するため っこと。 っか開かない構造(ド 「べて囲うこと。 こいなければ、昇降で	アロック)	٤

- 1. 発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。 2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。